

令和7年第3回邑南町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年3月10日（月）午前9時30分開議

開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第6号 邑南町税条例の一部改正
- 日程第4 議案第7号 邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正
- 日程第5 議案第8号 邑南町斎場条例の一部改正
- 日程第6 議案第9号 邑南町道路占用料徴収条例の一部改正
- 日程第7 議案第10号 邑南町定住住宅管理条例の一部改正
- 日程第8 議案第11号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正
- 日程第9 議案第12号 邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正
- 日程第10 議案第13号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正
- 日程第11 議案第14号 邑南町デイサービスセンター条例の一部改正
- 日程第12 議案第15号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- 日程第13 議案第16号 政治倫理の確立のための邑南町長の資産等の公開に関する条例の一部改正
- 日程第14 議案第17号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
- 日程第15 議案第18号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

- 日程第16 議案第19号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正
- 日程第17 議案第20号 邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正
- 日程第18 議案第21号 邑南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
- 日程第19 議案第22号 邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
- 日程第20 議案第23号 邑南町個人情報保護審議会条例の一部改正
- 日程第21 議案第24号 邑南町個人情報保護法施行条例の一部改正
- 日程第22 議案第25号 邑南町道の駅設置及び管理に関する条例の一部改正
- 日程第23 議案第26号 邑南町集団宿泊研修施設条例の廃止
- 日程第24 議案第27号 邑南町ふれあい体験農園条例の廃止
- 日程第25 議案第28号 邑南町長等及び職員のハラスメント防止に関する条例の制定
- 日程第26 議案第29号 邑南町地域運営組織条例の制定
- 日程第27 議案第30号 邑南町小中学校の在り方検討委員会設置条例の制定
- 日程第28 議案第31号 財産の取得
(町内中学校教師用指導書及び指導者用教科書購入)
- 日程第29 議案第32号 邑南町森林整備計画の一部変更
- 日程第30 議案第33号 邑南町観光戦略の一部変更
- 日程第31 議案第34号 指定管理期間の変更
(石見デイサービスセンターの指定管理期間の変更)
- 日程第32 議案第35号 指定管理期間の変更
(日貫地区5自治会館の指定管理期間の変更)

- 日程第33 議案第36号 指定管理者の指定
(邑南町観光案内所、
邑南町農林水産物直売・食材供給施設)
- 日程第34 議案第37号 指定管理者の指定
(邑南町農産物処理加工施設)
- 日程第35 議案第38号 町道路線の廃止
(廃止路線 1 路線)
- 日程第36 議案第39号 町道路線の認定
(認定路線 1 路線)
- 日程第37 議案第40号 令和 6 年度邑南町一般会計補正予算第13号
- 日程第38 議案第41号 令和 6 年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第 5 号
- 日程第39 議案第42号 令和 6 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第 5 号
- 日程第40 議案第43号 令和 6 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第 3 号
- 日程第41 議案第44号 令和 6 年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第 3 号
- 日程第42 議案第45号 令和 6 年度邑南町下水道事業会計
補正予算第 2 号
- 日程第43 議案第46号 令和 7 年度邑南町一般会計予算
- 日程第44 議案第47号 令和 7 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第45 議案第48号 令和 7 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算
- 日程第46 議案第49号 令和 7 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第47 議案第50号 令和 7 年度邑南町電気通信事業特別会計予算

日程第48 議案第51号 令和7年度邑南町水道事業会計予算

日程第49 議案第52号 令和7年度邑南町下水道事業会計予算

日程第50 議案第53号 権利の放棄
(社会福祉法人おおなん福祉会への出資金)

令和7年第3回 邑南町議会定例会（第2日目） 会議録

【令和7年3月10日（月）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。  
（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。6番瀧田議員。7番平野議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 諸般の報告 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。諸般の報告を行います。3月3日の本会議におきまして執行部から発言訂正の申出がありましたが、単なる言い間違いの場合には議長の会議録調整権に基づき修正できることとなっております。今回は議会運営委員会で協議いただきました結果今回執行部より申出があった部分について、議長の会議録調整権の中で会議録を訂正いたしますので御了承願います。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 議案第6号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第3。議案第6号邑南町税条例の一部改正、を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第4 議案第7号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第4。議案第7号邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第5 議案第8号)

●石橋議長(石橋純二) 日程第5。議案第8号邑南町斎場条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第6 議案第9号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第6。議案第9号邑南町道路占用料徴収条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第7 議案第10号)

●石橋議長（石橋純二） 日程第7。議案第10号邑南町定住住宅管理条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第8 議案第11号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第8。議案第11号邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第9 議案第12号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第9。議案第12号邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第10 議案第13号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第10。議案第13号邑南町福祉医療費助成条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 1 1 議案第 1 4 号)

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 1 1。議案第 1 4 号 邑南町 デイサービスセンター 条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 2 議案第 1 5 号 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 1 2。議案第 1 5 号 邑南町 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

●平野議員 (平野一成) 議長、7 番。

●石橋議長 (石橋純二) 7 番、平野議員。

●平野議員 (平野一成) 議案の 1 5 ですけども。議案の中にあります附則の中の経過措置について。当分の間という表記がありますけれども、この当分の間というのはどういう意味なのか教えてください。

○坂本医療福祉政策課長 (坂本晶子) 議長、番外。

●石橋議長 (石橋純二) 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長 (坂本晶子) この当分の間という経過措置の表記でございますが、これは、国・県も同様にそのように定めているものであります。地域によっては、この条例改正によって現在保育人材でありますとか教育人材、そういったスタッフの確保が難しい状況にある中での法改正になっておりますので、新たな保育基準が即準用して確保が難しかったらいけないということで、当分の間という形で定められております。まだ、現在のところ詳細の期間については定められておりませんので、また国・県のほうで改正がありましたらそれに合わせて町としても条例をまた定

めていきたいと思ひます。

●平野議員（平野一成） 議長、7番。

●石橋議長（石橋純二） 7番、平野議員。

●平野議員（平野一成） 邑南町の場合でもやはり当分の間、読み替えるというかそういう経過措置をとるといふことで、実際には邑南町の場合は、そういう準備はできているのかできていないのか、わかりますでしょうか。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 現在、家庭的保育について邑南町のほうでは具体的に実施はしてありませんが、今後のところはわからないといふことで、国・県に準じて条例を改正してあります。邑南町の保育所については、県が認可を受けているといふことで県の中での運用になりますけれども、これについては既にこれに合わせて基準を定め実施していると伺っております。

●石橋議長（石橋純二） ほかにありませんか。  
（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第13 議案第16号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第13。議案第16号政治倫理の確立のための邑南町長の資産等の公開に関する条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 4 議案第 1 7 号 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 1 4。議案第 1 7 号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 1 5 議案第 1 8 号)

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 1 5。議案第 1 8 号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 6 議案第 1 9 号 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 1 6。議案第 1 9 号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 1 7 議案第 2 0 号)

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 1 7。議案第 2 0 号 邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 8 議案第 2 1 号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第 1 8。議案第 2 1 号 邑南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 1 9 議案第 2 2 号)

●石橋議長(石橋純二) 日程第 1 9。議案第 2 2 号 邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 2 0 議案第 2 3 号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第 2 0。議案第 2 3 号 邑南町個人情報保護審議会条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 2 1 議案第 2 4 号)

●石橋議長(石橋純二) 日程第 2 1。議案第 2 4 号 邑南町個人情報保護法施行条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 2 2 議案第 2 5 号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第 2 2。議案第 2 5 号 邑南町道の駅設置及び管理に関する条例の一部改正、を議題といたします。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 2 3 議案第 2 6 号)

●石橋議長(石橋純二) 日程第 2 3。議案第 2 6 号 邑南町集団宿泊研修施設条例の廃止、を議題といたします。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 2 4 議案第 2 7 号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第 2 4。議案第 2 7 号 邑南町ふれあい体験農園条例の廃止、を議題といたします。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 25 議案第 28号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 25。議案第 28号 邑南町長等及び職員のハラスメント防止に関する条例の制定、を議題といたします。質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 26 議案第 29号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 26。議案第 29号 邑南町地域運営組織条例の制定、を議題といたします。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 27 議案第 30号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 27。議案第 30号 邑南町小中学校の在り方検討委員会設置条例の制定、を議題といたします。質疑はありますか。

●瀧田議員（瀧田均） 議長、6番。

●石橋議長（石橋純二） 6番、瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 本会議前の全員協議会で、この条例案の説明の際に組織の構成に関して地域の者や保護者等を加えることができないかと申し上げましたが、それが成されなかったわけですが、どういう判断からだったのか教えてください。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、植田学びのまち。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 在り方検討委員会につきましては、7年度におきましては、大学教授であつたりとか専門的な知見を持っておられる方に十分議論をしていただきまして、邑南町の理想の学びの形というのを提案していただきます。その後8年度においては、地域の皆さまであつたり、PTA、保護者の方でいらつしやいましたり、児童生徒についても御意見をいただきながら十分検討してまいりたいと考えております。在り方検討委員会の構成員の皆さんについては、保護者の皆さんの代表の方も入っていただくよう、考えていきたいと考えております。

●瀧田議員（瀧田均） 議長、6番。

●石橋議長（石橋純二） 6番、瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） できれば保護者とかいう表現を構成の中に入れていただきたいなと思つていたんです。2つ目の質問に移ります。この条例案の取扱いについては、地域や町民への説明や理解をいただくことに先行して専門組織による方向性の取りまとめを優先したスケジュールとなっています。今も課長が言われたとおりです。議論の進め方がこのようなスケジュールになった経過についてお聞かせください。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 今、学校の学びの在り方というのは大きな変化を迎えている時と判断しております。その中で、大学教授であつたりとかそういう知見を持っておられる方に御意見をいただきながら方向性を定めていき、それについて地域の皆さん、保護者であつたりとか児童生徒の皆さんの御意見を聞きながら邑南町の理想の学びの形というのを作っていくという形で、このような形での議論構成となっております。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 補足をさせていただきたいと思います。在り方の委員会の位置づけとしては、まず令和7年度しっかりとの方針を打ち立てていきたい。これは令和8年度以降しっかりと、保護者、先生方、町民の皆さまに意見をいただくための資料づくりというふうに位置づけておりますので、この方針が出てきた以降は、そのような動きに変えて進めてまいりたいと思っております。

●瀧田議員（瀧田均） 議長、6番。

●石橋議長（石橋純二） 6番、瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 地域や町民の理解を得ることを先に行っておいてから、専門組織にお任せをするというスケジュールに変更をするお考えはないのか、お聞きします。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 質問の趣旨は、統廃合をしてもいいかどうかをまず町民の方であるとか保護者に聞いて、理解を得られれば準備を進めるべきだという質問だと思います。なぜ、統廃合をしなければいけないのかとか、まず今のこれからの教育の在り方ってというのは、議論をしたことが無いです。例えば今回もそうですが、外国人のお子さんに対するサポートであるとか、図書館司書であるとか、それぞれのお子さんの学習のサポートであるとか、生活支援のサポート、学校の環境もそうです、学び方についても子ども同士で教え合うとか、一方でICT環境の充実もあります。それらを含めた時にまずこれからの学習環境、学びの環境はどうするのかっていうのを町としてもしっかりと把握しながら、それを示した中でこれをするにはある程度の統廃合が必要ですとかっていう話をしないと、今の段階で統廃合をしてもいいですかどうですかって聞いても、それぞれの判断基準は違うと思うのでそれをどうまとめるかっていうところがあるので、まずは、こちらとして学びの環境とかこれからの教育の在り方を議論させていただいて、それを示した上で学校の在り方、再編等を議論させてい

ただければと思っております。以上です。

●石橋議長（石橋純二） ほかにありませんか。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） これは今町長も言われましたけど、12月に町長が表明された学校の在り方に対してどう検討を進めていくのかという中での、邑南町の教育の在り方を検討する委員会を設置する条例と認識をしております。で、間違いないと思うんですが。今回の定例会に議案と出されておりますのは、この検討委員会の設置条例のみです。4日の全員協議会の日、全体のスキーム・スケジュール・イメージを示してくださいということで、在り方検討イメージという資料を配っていただきました。これを見ると今回の条例の位置づけっていうのがよくわかると思うんですが、今定例会に上がってきております議案は、この小中学校の在り方検討委員会設置条例のみです。全体のスキームというものを、本来でしたら全体のスキームを最初に示していただいて、その中でこの条例はどのような位置づけですよということがあるべきだと思うんですが、今回提出されておりますこの条例だけを見ると、先ほど課長は保護者の方も参加していただくというふうにおっしゃいましたが、条例の内容は専門家・学識経験者5名以内で組織すると書かれております。それしかなくて、目的のところは学校再編等に関し必要な事項について審議するためと書かれております。これだけをポンと見ると、町民の皆さんの参加を待たずに学校等の再編に関して決め事をするのではないだろうか、誤解を招くおそれがあります。ですので、この設置の目的のところの文言を、学校再編等という言葉をもう少し見直していただくというお考えはないかを問いたいと思います。もう1点は、先ほど言いました4日の全員協議会の際に示された在り方検討イメージ。今も答弁の中で、8年度は皆さんの意見を聞きながら進めていくんだとおっしゃいましたが、片っ方は条例です。検討委員会の設置条例。もう一方は、全体イメージの示された資料です。この全体の進め方というものをどこかで担保すべきじゃないかと思うんですが、例えば今回提出されております条例の附則の中にでも、進め方について示すことはできないのか。この2点についてお伺いしたいと思います。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） まず1点目でございます。再編等という、誤解を招くのではないかと御指摘をいただきました。言葉だけをとらまえて言うと、そのような誤解というのが可能性があるかどうかというようなところでございます。一番は、まずは邑南町らしい理想的な教育の在り方を追求していきたいというのが、この在り方検討委員会の大きな趣旨でございます。その際、延長上にどのような学習環境等整えていけばいいのかっていうときに、今度は学校のハード面の在り方っていうのも出てくる可能性もあるかなというような思いで、再編ありきっていうような意味合いでここに載せたわけではございませんので、御理解をいただきたいなと思っております。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） たしかに学校の再編なり統廃合をしていくっていう方針は、所信表明等で述べてます。その経過については資料等だけであって、条例だけを見れば町民との約束事なので、これだけを見れば誤解を招くところが確かにあるかもしれないです。ただ一方で私自身は、まずこの議会において施政方針っていうことで統廃合について触れてます。その中では、来年度に結論を出すとは述べてないです。単なる数合わせではなく、これからの邑南町らしい最良の学びを提供するためということで、それぞれ教育委員会で取組み、地域みらい課での取組みを述べてます。それが前提でのこの条例っていうことで御理解をいただければ、担保としては私の施政方針と11月に述べた所信表明を担保にいただければ、それがあつての条例ということで、どうしても手法として条例、手続として1個1個定めていけば、それだけを見れば誤解を招くかもしれませんが、全体を見ていただければ御理解をいただけると思っております。

●石橋議長（石橋純二） ほかにありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 28 議案第 31 号 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 28。議案第 31 号財産の取得、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 29 議案第 32 号)

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 29。議案第 32 号邑南町森林整備計画の一部変更、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 30 議案第 33 号 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 30。議案第 33 号邑南町観光戦略の一部変更、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 31 議案第 34 号)

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 31。議案第 34 号指定管理期間の変更、を議題といたします。議案第 34 号につきましては、私、議長の石橋に直接の利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって退場いたします。議長の私が退場いたしますので、その間の議長につきましては漆谷副議長にお願いを

いたします。よろしくお願いいたします。

(石橋議長退場並びに漆谷副議長議長席へ着席)

●漆谷副議長(漆谷光夫) 議長が除斥により退場いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が行わせていただきます。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷副議長(漆谷光夫) 無いようですので質疑を終わります。ここで、退場されております、石橋議長の入場を求めます。これで議長としての職務は全て終了いたしました。皆さんの御協力、誠にありがとうございました。

(漆谷副議長は議長席を退席、石橋議長着席)

~~~~~○~~~~~

( 日程第32 議案第35号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第32。議案第35号指定管理期間の変更、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第33 議案第36号)

●石橋議長(石橋純二) 日程第33。議案第36号指定管理者の指定、を議題といたします。議案第36号から議案第37号につきましては、鍵本議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により鍵本議員を除斥したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、鍵本議員を除斥することに決定をいたしました。鍵本議員の退場を求めます。

(鍵本議員退場)

●石橋議長（石橋純二） 質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 4 議案第 3 7 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3 4。議案第 3 7 号指定管理者の指定、を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。ここで退場されております鍵本議員の入場を求めます。

（ 鍵本議員入場 ）

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 5 議案第 3 8 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3 5。議案第 3 8 号町道路線の廃止、を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。



(日程第 3 6 議案第 3 9 号)

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3 6。議案第 3 9 号町道路線の認定、を議題といたします。質疑はありませんか。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長、10番。

●石橋議長（石橋純二） 10番、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 道路路線の認定についてであります。上程されたものに対して、しっかり納得のいく議論をしてそれから採決に臨むのが筋だと思います。全協でも申し上げましたがこの路線の路線名について少し違和感なり疑問がありますので、この点についてしっかりした明快な回答をお願いしたいと、このように思うところであります。そもそも路線名については、始点終点の町名あるいは字・小字を付けていくのが筋だと思います。本件については、日和 2071 番地先、地先というのはその辺りという意味であります。2071 番については、これは大釜谷ではそういう番地はありません。上郷にはあります。上郷の終点辺りには 2071 番地という番地がございます。私が何が言いたいかと言いますと、やはり一度名前を付けますとこれは永久的にこの名前で町民の皆さんも理解いただいて使っていくものであります。例えば、道路の通行止めにしても後原大釜谷線というのは、私が申し上げますように終点は上郷となっております。上郷で通行止めがあった場合には、大釜谷の先に上郷があるんだけどなんでその路線に通行止めがあるのというような疑問もわくところあります。そこで邑南町にあってこの路線名を付けるときには、どういう基準で付けられとるのか。ただ単に、大釜谷という名前は間違いとは言いませんが付けられたのか、理由があって上郷という名前があるのにどうしてそういう名前を、私が思うに単純に後原も集落、上郷も集落、大釜谷も集落ですので、後原上郷線でなんら問題なかったし番地も上郷に列記としてあるのに、なぜそういう名前をされたのか。ただ単純にミスなのか、理由があって付けられたのか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 町道路線の認定でございます。先ほど漆谷議員もおっしゃられましたように、多くは起点あるいは終点名の路線としてございます。中には経過地等また公共的な施設等ございましたら、そういったところの名前も付けておるところでございます。今回の後原大釜谷線でございますけれども、先ほど漆谷議員のほうからも御説明ございました。後原集落を縦断し大利峠また明泉谷口、大釜谷口を經由し日和郵便局までの8, 133.9メートルでございます。今回この路線名を後原大釜谷線とさせていただきます理由につきましては、当然日和郵便局につきましては上郷地内でございますけれども、終点に近い大釜谷集落の経由延長が長いこと、あるいはバス停大釜谷口が終点にほど近いということ、更には先ほど来おっしゃっておりますけれども名前のことでございますが、邑南町内には同じ集落がいくつかございます。あるいは似通った集落もあるところがございます。例を挙げますと、上郷集落につきましても日和地内に限らずほかの集落にもございます。後原も後谷等と似通った集落もあるところがございます。こういった間違いや混乱等、先ほど来ございましたけれども通行止め等の規制をかける場合にそういったところで、もちろん聞き間違いのないようにというところで御案内もさせていただくところでございますが、類似のそういった集落名もあるというところから今回はこの度の町道認定路線につきましては、後原大釜谷線ということでさせていただきますかと思っております。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長、10番。

●石橋議長（石橋純二） 10番、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 上郷という名前はあるかもしれませんが、後原いうセットという名前は、ほかにはないと思います。それと平成8年だったと思いますが、今国交省、昔は建設省の通達が出とると思います。その中でも、はっきり起点終点を基に付けなさいと、都道府県には出とると思います。それと、例えば後原と上郷でルートは違うが起点終点と同じ場合もあります。その場合は確かに同じ名前を付けるのはなりませんので、経由地の例えば大利峠線とかいうことはあろうかと思えます。課長が先ほど説明されたのは、何か私とすればあんまりストンと腹に落ちるような説明では無いと私は思いました。やはり、地先というのはその辺りというところで、道路には地番がありませんので最寄りの番地を付けられたと思うんですが、ここにも書いてあるように日和2071というのを調べてみますと、いわゆる日貫川本

線、それと三次江津線の交差点辺りです。なんら別に後原と上郷いうセットがほかにもあるんなら別ですけど、終点の上郷いう名前がほかにもあるんで、間違うというのは余り私とすると納得はいかないということです。私が言いたいのは、やはり先々使うためには住民の方も納得されたような名前を付けていくことが大事ではないかということをおし上げたい。これによって採決にいろいろどうこういうことはないかもわかりませんが、私とすれば、やはりこの質疑を通して建設課はどのような思いで付けられたかということをしかりと、私も住民から聞かれたときには、こうこうですという皆さんに納得いく説明ができることが大事だと思いますので質問しとるわけで、このことについて、今一度課長はどう思われるか再度お聞きします。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 漆谷議員さんおっしゃられますことにつきまして、先ほど御説明をさせていただいたとおりでございますが、邑南町内の路線につきましては、この路線に限らず地先の地名等を使っていない路線もいくつかございます。例えば日和地内ですと、起点は山根谷終点は大釜谷ですけども、路線名は山根谷線というものもございます。また、起点明泉谷終点山根谷で、路線名は明泉谷南線という路線名も付いているところでございます。また、起点下郷終点千丈溪線ですけれども、湯舟谷千丈溪線というように例を挙げましたけれども、全てがそういった起点終点というところでの名前、先ほど説明させていただいてますけれども経由地というところも名前を付けてるところでございます。この度の後原大釜谷線、先ほど来説明させていただいてますけれども、そういった経由地等の名前を付けて混乱を招かないようにということも含まして、認定をさせていただいているところでございます。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長、10番。

●石橋議長（石橋純二） 10番、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 説明はしっくりきませんが、私は混乱がないことを祈ると同時に、逆に後原大釜谷線としたほうが後原上郷とするよりは混乱が起きやすいということを申し添えて質問を終わります。

●石橋議長（石橋純二） ほかにはありませんか。
（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 7 議案第 4 0 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3 7。議案第 4 0 号令和 6 年度邑南町一般会計補正予算第 1 3 号、を議題といたします。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 8 議案第 4 1 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3 8。議案第 4 1 号令和 6 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号、を議題といたします。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 9 議案第 4 2 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3 9。議案第 4 2 号令和 6 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 5 号、を議題といたします。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 4 0 議案第 4 3 号)

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 4 0。議案第 4 3 号令和 6 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 4 1 議案第 4 4 号 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 4 1。議案第 4 4 号令和 6 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 3 号、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 4 2 議案第 4 5 号)

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 4 2。議案第 4 5 号令和 6 年度邑南町下水道事業会計補正予算第 2 号、を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長 (石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 4 3 議案第 4 6 号 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 4 3。議案第 4 6 号令和 7 年度邑南町一般会計予算、を議題といたします。質疑はありませんか。

●日高議員 (日高八重美) 議長、5 番。

●石橋議長（石橋純二） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 議案46号の一般会計の予算のところで、質問をさせていただきます。予算書の59ページ、おおなん子どもチャレンジ事業費というのがありました。これまでどういった事業をされてきたのかということと、あと令和7年度の予算が6年度に比べて大分減ってきてるので、今後令和7年度はどういうふうな事業を予定されているのか教えてください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） おおなん子どもチャレンジ事業についてです。これまでやったのが、例えば、石見養護学校の生徒さんが寮に入寮されてますけど、寮で過ごす時間を利用して矢上高校の野球部のほうへ貢献したいということで、練習用ボールの修繕をしたというところ、更に言うと野球部の生徒たちがどんなふうに頑張っているかっていうのを見たいということで、夏の大会に自ら応援に行ったというようなことがあります。あと、羽須美のほうでは、町外の高校に進学された方もいらっしゃるんですけど、そういった方々も含めて、よぼしばのところで学習環境というところで整えられたという例もあります。こういった形で子どもさんが複数人でチームといいますか作っていただいて、それを大人がフォローするというので、お金を扱いますのでそういったところは大人の方がフォローするという形でやっています。令和7年度予算につきましては、予算書の59ページのほうにありますけども51万8,000円ということで予算を計上しています。例えば、先ほど言いました養護学校さんは2年続けてということなんですけど、1団体が受けたものが少しバージョンアップされるという形で継続してやられるときもありますので、そういったところも踏まえていますけど、令和7年度で今のところどこかということは無いですけど、令和6年度の実績を見ながらこのぐらいあればできるのかなということで、今51万8,000円という予算を計上しているということです。以上です。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●石橋議長（石橋純二） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） このチャレンジ事業は、毎年続けてされる事業になる  
んでしょうか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 単年度ごとになります。ですが先ほど言いまし  
た養護学校さんに関しては、初年度はただボールをビニールテープで巻いて、補修し  
たボールを届けるとこまでだったです。さらに、それをバージョンアップして今度は  
実際に応援まで行くというところまで自ら球場までどういったルートで行けるかって  
いうところを考えながらやられたので、団体としては2年続けてですけど、基本的  
には単年度単年度っていうことです。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●石橋議長（石橋純二） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 質問の仕方が悪かったんですけど、例えばほかの団  
体、今お話があったのは石見養護学校の生徒さんの活動だったんですけど、邑南町内  
の子どものそういったグループなり団体なり学校なりが、こういったことをチャレン  
ジ事業としてやりたいというときには、それは申し出れば対応していただけるもの、  
そういう事業なんでしょうか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 基本的には学校の授業に関係してない部分で  
す。ですのでそういった授業でやる部分ではないところで、子どもさんたちがこれを  
やりたいっていうところを計画立てられてやるというところですので、学校とかの団  
体はちょっと除外するということになります。

●石橋議長（石橋純二） ほかにはありませんか。  
（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 4 4 議案第 4 7 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 4 4。議案第 4 7 号令和 7 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算、を議題といたします。質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 4 5 議案第 4 8 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 4 5。議案第 4 8 号令和 7 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算、を議題といたします。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 4 6 議案第 4 9 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 4 6。議案第 4 9 号令和 7 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算、を議題といたします。質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 4 7 議案第 5 0 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第47。議案第50号令和7年度邑南町電気通信事業特別会計予算、を議題といたします。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第48 議案第51号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第48。議案第51号令和7年度邑南町水道事業会計予算、を議題といたします。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第49 議案第52号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第49。議案第52号令和7年度邑南町下水道事業会計予算、を議題といたします。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第50 議案第53号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第50。議案第53号権利の放棄、を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第53号の提案理由を御説明を申し上げます。議案第53号権利の放棄についてでございますが、これは社会福祉法人おおなん福祉会への出資金について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、財務課長より説明しますのでよろしく申し上げます。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 議案第53号権利の放棄について、御説明いたします。

一、放棄する権利の内容は、社会福祉法人おおなん福祉会への出資金です。二、放棄する債権額は、5,000,000円です。三、放棄の理由は、社会福祉法第47条及び社会福祉法人おおなん福祉会定款第43条のいずれの規定においても邑南町に出資による権利が無いと明らかであったが、平成12年から羽須美村、引き続き邑南町として出資による権利が有るものと誤った扱いをしていたため、権利を放棄することで是正を図るものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（散会宣告）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

—— 午前 10時 26分 散会 ——